

# 〈例外〉の物語

## ——森鷗外「高瀬舟」論

高野 奈保

1

森鷗外「高瀬舟」〔中央公論〕大5・1)は、その発表当時から、「森鷗外氏の『高瀬舟』(中央公論)は(略)やはり氏独自のモオラルセンスを窺ふ事が出来る。」(中村星湖「新年の創作(五)」)「時事新報」大5・1・15)というように、小説を通して作者である鷗外自身の思想を推測するという読みが支配的であった。あるいは「結句得た所は極普通の犯罪心理の一例に過ぎなかつた」(木下杢太郎「新年雑誌創作評」)「文章世界」大5・2)というように、喜助の犯行部分が注目されていた。

私はこれ(池辺義象校訂『翁草』の「流人の話」―論者注)を読んで、其中に二つの大きい問題が含まれてゐると思つた。一つは財産と云ふものの観念である。(略)二百文を財産として喜んだのが面白い。今一つは死に掛かつてゐて死なれずに喜んでゐる人を、死なせて遣ると云ふ事である。(略)これをユウタナジイといふ。(略)高瀬舟の罪人は、丁度それと同じ場合にゐるやうに思はれる。私にはそれがひどく面白い。

(森林太郎「高瀬舟と寒山拾得―近業解題―」(「心の花」大5・1、後に「高瀬舟」に当たる部分を「附高瀬舟縁起」と改題)

鷗外による右の文章も、読みの方向性がある程度狭めたと思われる。

先行研究でも、鷗外が述べたこの二つの問題が主に論じられた。「財産」は小説本文の「足ることを知つてゐること」に代表させ「知足」と言い換え、「ユウタナジイ」を「安楽死」と表し、この二つを「高瀬舟」の主題として捉えてきた。三好行雄が述べるように、研究史での「主要な論点は(1)ふたつの主題が分裂しているか否か、(2)分裂しているとして、両者のいづれに比重がおかれているか、(3)ふたつのテーマを統一する主題は果して発見できないのかといった点に集中して」(「高瀬舟」『別冊国文学 森鷗外必携』平元・10)きたのである。

しかし、菅聡子が「森鷗外『高瀬舟』を『読むこと』で指摘したように、「自明のものとして用いられた」「知足」「安楽死」という二つの用語(略)はテキスト内部には存在しない」(田中実・須貝千里編『文学の力×教材の力 中学校編3年』教育出版、平13・6)言葉である。また、この二つの主題に注目すると、喜助と庄兵衛の会話が始まる前の部分の分析が手薄になってしまう。

そこで、本論では、これら二つの主題からひとまず離れる。小説本文において散見される「類のない」こと・もの注目し、この小説を〈通例〉と〈例外〉の中で常に揺れ動く物語として読み直してゆきたい。

2

「高瀬舟」では、傍線を使用して、場面を四つに区切っている。本論

ではそれに従い、区切られた場面をそれぞれ場面1、場面2、場面3、場面4と呼ぶことにする。また、引用箇所を使用した線のうち、傍線は〈通例〉に該当する箇所、二重傍線は〈例外〉に該当する箇所、点線は喜助と庄兵衛の感情や思考を示す箇所、波線はその他の重要箇所に付した。

それでは、場面1から見てみよう。ここでは、高瀬舟の説明がなされている。冒頭は、以下のようにある。

高瀬舟は京都の高瀬川を上下する小舟である。(略)それから罪人は高瀬舟に載せられて、大阪へ廻されることであつた。それを護送するのは、京都町奉行の配下にある同心で、此同心は罪人の親類の中で、主立つた一人を、大阪まで同船させることを許す慣例であつた。これは上へ通つた事ではないが、所謂大目に見るのであつた。黙許であつた。

ここでのポイントは、「高瀬舟の護送」における親類の同船は、明文化されたものではないということである。親類の同船は、実践の積み重ねでできた「慣例」であり、しかも公には許されておらず、「黙許」されている。つまり、例外的なしきたりである。

次に、この舟に乗る人間についての大多数の例が説明される。

当時遠島を申し渡された罪人は、勿論重い科を犯したものと認められた人ではあるが、決して盗をするために、人を殺し火を放つたと云ふやうな、獰悪な人物が多数を占めてゐたわけではない。高瀬舟に乗る罪人の過半は、所謂心得違のために、想はぬ科を犯した人であつた。有り触れた例を挙げて見れば、当時相対死と云つた情死

を謀つて、相手の女を殺して、自分だけ生き残つた男と云ふやうな類である。／(略)此舟の中で、罪人と其親類の者とは夜どほし身の上を語り合ふ。いつもいつも悔やんでも還らぬ練言である。

罪人の「過半」は「所謂心得違のために、想はぬ科を犯した人」であること、その「有り触れた例」として、「相対死」での生き残りが挙げられている。つまり〈通例〉の罪人の紹介である。

また、罪人と親類が「夜どほし」語り合う「身の上」は、「いつもいつも」「練言」である。機会の上でも、内容の上でも、〈通例〉と呼べる出来事が繰り返されている。

そのような「役人の夢にも窺ふことの出来ぬ境遇」を「夜どほし」聞くことになる同心たちは「冷淡な同心」や「私かに胸を痛める同心」など、「種々の性質」があるが、「高瀬舟の護送」は彼ら「同心仲間」においては「不快な職務」とみなされ、「嫌はれて」いる。この描写からは、同心と、罪人とその親類との境遇が、「夢にも窺ふことの出来ぬ」程度に遠いこと、罪人達の話について、反応の違いはあれど、聞きたいとは思わぬ内容だと考えていることから、同心と罪人達の心理的距離も離れていること、したがって護送は同心にとって「不快な職務」であることも確認できる。

以上のように、場面1では「高瀬舟の護送」自体に、罪人の親類の同船という〈例外〉的な「慣例」があり、その「慣例」という〈例外〉の中に、大多数の例、いわば〈通例〉があることが、前提として示されている。

それでは、この前提をふまえて、場面2の、喜助の護送の様子を確認してゆこう。

いつの頃であつたか。多分江戸で白河楽翁侯が政柄を執つてゐた寛政の頃でもあつただらう。智恩院の桜が入相の鐘に散る春の夕に、これまで類のない、珍らしい罪人が高瀬舟に載せられた。／それは名を喜助と云つて、三十歳ばかりになる、住所不定の男である。固より牢屋敷に呼び出されるやうな親類はないので、舟にも只一人で乗つた。

場面2で、喜助は、名前が出る前に「これまで類のない、珍らしい罪人」として登場する。つまり〈例外〉である。彼が〈例外〉なのは、親類がなく舟に「只一人で」乗つたこと、そして同心羽田庄兵衛から見て、「いかにも神妙」で、しかも「罪人の間に往々見受けるやうな、温順を装つて権勢に媚びる態度ではない」ことゆえだ。

この喜助の〈例外〉的な態度は、庄兵衛に「不思議」な気持ちを抱かせ、庄兵衛をして「絶えず喜助の挙動に、細かい注意」を払わせることになる。これは庄兵衛が、場面1で確認した多数の同心の例から外れかけていることを意味し、舟での二人の会話に繋がつてゆく。

庄兵衛は心の内に思つた。これまで此高瀬舟の宰領をしたことは幾度だか知れない。しかし載せて行く罪人は、いつも殆ど同じやうに、目も当てられぬ気の毒な様子をしてゐた。それに此男はどうしたのだらう。遊山船にでも乗つたやうな顔をしてゐる。

「夜舟」では、喜助の〈例外〉ぶりが強調され、庄兵衛の「不思議」な気持ちが増幅されてゆく。喜助は「横にならうともせず」、「いかにも楽しさう」である。これは、場面1で確認した罪人の態度とも、庄兵衛個人が「高瀬舟の宰領」で見えてきた罪人の「いつも殆ど同じやう」な「目

も当てられぬ気の毒な様子」とも異なるものであり、「これまで類のない」という表現の裏付けになっている。

喜助に対する庄兵衛の「不思議」は、「まともには見てゐぬが、始終喜助の顔から目を離さずにある」という「注意」によつて、喜助の背後の事情への興味へと変化する。これは同時に、庄兵衛が想定する〈通例〉に喜助を当てはめようとして、挫折してゆく過程でもある。確認してみよう。

庄兵衛はまず、今まで「載せて行く罪人」と喜助を比べる。「遊山船にでも乗つたやうな顔」の喜助が、「いつも殆ど同じやう」な罪人の様子と異なることに「不思議」を感じた庄兵衛は、喜助の人となりとその原因を求めようとする。〈例外〉的な喜助の様子に、合理的な根拠を見いだすため、喜助を特定のタイプ、つまり〈通例〉に当てはめようとする試みである。

罪は弟を殺したのださうだが、(略)人の情として好い心持はせぬ筈である。この色の蒼い瘦男が、その人の情と云ふものが全く欠けてゐる程の、世にも稀な悪人であらうか。どうもさうは思はれない。ひよつと気でも狂つてゐるのではあるまいか。いやいや。それにしては何一つ辻褃の合はぬ言語や挙動がない。此男はどうしたのだから。庄兵衛がためには喜助の態度が考へれば考へる程わからなくなるのである。

だが「世にも稀な悪人」にも見えず、「気でも狂つてゐる」よくな「言語や挙動」も見受けられないことから、その試みは失敗し、庄兵衛は「考へれば考へる程わからなく」なつてしまふ。庄兵衛の「不思議」は疑問に変わり、理由を知りたいと望むよようになる。

以上のように、場面2では登場した喜助の〈例外〉的な様子が、彼が〈例外〉たる合理的な理由を、探ろうとして探れない庄兵衛のもどかしさを通じて描かれ、強調されている。

### 3

暫くして、庄兵衛はこらへ切れなくなつて呼び掛けた。「喜助。お前何を思つてゐるのか。」(略) / 庄兵衛は自分が突然間を發した動機を明して、役目を離れた応対を求める分疏をしなくてはならぬやうに感じた。そこでかう云つた。「いや。別にわけがあつて聞いたのではない。(略) 己はこれまで此舟で大勢の人を島へ送つた。それは随分いろいろな身の上の人だつたが、どれもこれも島へ往くのを悲しがつて、見送りに来て、一しよに舟に乗る親類のものと、夜どほし泣くに極まつてゐた。それにお前の様子を見れば、どうも島へ往くのを苦しめてはゐないやうだ。一体お前はどう思つてゐるのだい。」

場面3は、庄兵衛が「こらへ切れ」ず、喜助の現在の気持ちを探ねてしまふところから始まる。これは「役目を離れた応対」(〈例外〉)であり、おそらく他に知れたら問題になりかねない逸脱行為だ。だから庄兵衛は、喜助が高瀬舟で島へ送る「大勢の人」と、全く違う〈例外〉だから、という「分疏」をする必要に迫られる。

対する喜助の答えは、〈例外〉から始まる。

「御親切に仰やつて下さつて、難有うございます。なる程島へ往くといふことは、外の人には悲しい事でございます。(略) しかしそれは世間で楽をしてゐた人だからでございます。京都は結構な土

地ではございますが、その結構な土地で、これまでわたくしのいたして参つたやうな苦みは、どこへ参つてもなからうと存じます。お上のお慈悲で、命を助けて島へ遣つて下さいます。(略) わたくしはこれまで、どこと云つて自分のゐて好い所と云ふものがございませんでした。こんどお上で島にゐると仰やつて下さいます。そのゐると仰やる所に、落ち著いてゐることが出来ますのが、先づ何よりも難有い事でございます。(略)」

今までの彼の境遇は、「結構な土地」の「どこへ参つてもなからう」という「苦み」であつた。舟に載ることを「悲しい事」と捉える他の罪人たちは、喜助にとつては「世間で楽をしてゐた人」である。つまり、喜助から見れば〈通例〉的な境遇にある罪人である。喜助は自らを「結構な土地」京都に住まう人々の例に漏れ、経済的に「苦み」を抱える人間だと考えている。自分を罪人の境遇においては〈例外〉的であると捉えている。だから、喜助は舟に乗ることを苦にしない。

一方、「島へ遣」られるのは「お上のお慈悲」という、喜助にとつて特別なはからいであり、初めて「自分のゐて好い所」を得られる、「難有い」ことであつた。

「お恥かしい事を申し上げなくてはなりません、わたくしは今日まで二百文と云ふお足を、かうして懐に入れて持つてゐたことはございませぬ。どこかで為事に取り付きたいと思つて、為事を探ねて歩きまして、それが見附かり次第、骨を惜まずに働きました。そして貰つた銭は、いつも右から左へ人手に渡さなくてはなりませんだ。(略) それがお牢に這入つてからは、為事をせずに食べさせて戴きます。わたくしはそればかりでも、お上に対して済まない事を

いたしてゐるやうでなりません。それにお牢を出る時に、此二百文を戴きましたのでございます。(略) お足を自分の物にして持つてゐると云ふことは、わたくしに取つては、これが始でございます。(略) わたくしは此二百文を鳥でする為事の左手にしようと思つてをります。」

「お牢」では「いつも」と違い「為事をせずに」食事ができ、しかも初めて「自分の物にして持つ」ことのできる「二百文の鳥目」まで遣わされたという。これは、喜助の人生において未知の出来事、「類のない」ことであり、今までの喜助にとってみれば、常識の転換なのである。

ただし、喜助の語る〈例外〉や未知の出来事は、喜助個人の解釈に拠るところが大きい。高瀬舟に載る罪人は、喜助から見れば「世間で楽をしてゐた人」だが、場面1では「罪人を出した」ことで「親戚眷属」は「悲惨な境遇」に陥ることになるし、「場合によつて」という限定付きではあるものの、「罪人と其親類」には「非常に悲惨な境遇」にある者もいる。庄兵衛も「いろいろな身の上の人」がいたと話している。他の罪人の境遇に対する喜助の認識は、経済的な状況を重視する喜助の姿勢に由来しているだろう。

また遠島の沙汰が文字通り「お上のお慈悲」かどうかは置いて、牢での食事と「二百文の鳥目」は、「掟」で決められたことで、「珍らしい」ことではない。むしろ〈通例〉に属するものであつて、〈例外〉はあり得ない。だが独自の姿勢を取る喜助にとっては「類のない」ことになる。この解釈のずれは、だが庄兵衛には「意表に出た」話として、いわば肯定的に受け止められる。喜助にとっての〈例外〉と未知の出来事は、庄兵衛にとっては単純に想定外のものとして、驚きの対象になったのである。

同時に、経済問題を焦点にした喜助の話は、庄兵衛と喜助との間に横たわる、身分や立場の違いを霞ませることになる。なぜなら、庄兵衛にも家計に関する悩みがあるからだ。

庄兵衛は彼此初老に手の届く年になつてゐて、(略)家は七人暮しである。平生人には吝嗇と云はれる程の、儉約な生活をしてゐて、(略)借財と云ふものを毛虫のやうに嫌ふ(略)(妻の里に―論者注)暮しの穴を填めて貰つたのに気が附いては、好い顔はしない。格別平和を破るやうな事のない羽田の家に、折々波風の起るのは、是が原因である。

〈通例〉が平和である羽田家に〈例外〉的に起こるいさかいは、妻の里からの援助が原因である。庄兵衛は、経済問題を入口に、自分の家の〈通例〉と〈例外〉を想像する。そして、右のように考える。

庄兵衛は今喜助の話を聞いて、喜助の身の上をわが身の上に引き比べて見た。喜助は為事をして給料を取つても、右から左へ人手に渡して亡くしてしまふと云つた。いかにも哀な、気の毒な境界である。しかし一転して我身の上を顧みれば、彼と我との間に、果してどれ程の差があるか。自分も上から貰ふ扶持米を、右から左へ人手に渡して暮らしてゐるに過ぎぬではないか。彼と我との相違は、謂はば十露盤の桁が違つてゐるだけで、喜助の難有がる二百文に相当する貯蓄だに、こつちにはないのである。／さて桁を違へて考へて見れば、鳥目二百文をでも、喜助がそれを貯蓄と見て喜んでゐるのに無理はない。其心持はこつちから察して遣ふことが出来る。しかしかに桁を違へて考へて見ても、不思議なのは喜助の欲のないこ

と、足ることを知つてゐることである。(略) / 庄兵衛はいかに桁を違へて考へて見ても、ここに彼と我との間に、大いなる懸隔のあつたことを知つた。

この庄兵衛の考察は、他の同心と比較すると「珍らしい」ものと言へる。罪人の境遇を聞いて、「喜助の身の上をわが身の上に引き比べて」考へ込むという反応は、場面1で確認した〈通例〉からは外れるものだからだ。同心は、罪人と自分を同列に並べて考えない。だが、自分とは別世界の境遇を語つては泣く罪人達の横にいらなくてはならない。だから護送は「不快な職務」なのである。庄兵衛は、経済問題を入口にすることで、同心の中では〈例外〉の反応を示したわけだ。

庄兵衛は、喜助と自分とを、「十露盤の桁」が違ふだけで「貯蓄」のできぬ状況は同じだと考える。その上で、喜助の「欲のないこと、足ることを知つてゐること」という点で、「彼と我との間」の「大いなる懸隔」を発見する。

それだけならば、単純に、二者の差というだけのことである。だが、「懸隔」の原因を探ること、庄兵衛の考察は飛躍する。

一体此懸隔はどうして生じて来るだらう。只上辺だけを見て、それは喜助には身に係累がないのに、こつちにはあるからだと思つてしまへばそれまでである。しかしそれは嘘である。よしや自分が一入者であつたとしても、どうも喜助のやうな心持にはならぬさうがない。この根柢はもつと深い処にあるやうだと、庄兵衛は思つた。

／庄兵衛は只漠然と、人の一生といふやうな事を思つて見た。人は身に病があると、此病がなかつたらと思ふ。其日其日の食がないと、食つて行かれたらと思ふ。万一の時に備へる蓄がないと、少しでも

蓄があつたらと思ふ。蓄があつても、又其蓄がもつと多かつたらと思ふ。此の如くに先から先へと考へて見れば、人はどこまで往つて踏み止まる事が出来るものやら分らない。それを今日の前で踏み止まつて見せてくれるのが此喜助だと、庄兵衛は気が附いた。

庄兵衛は、両者の「係累」のあるなしを「上辺だけ」の「嘘」として否定する。既に二人の境遇の違いを単なる「十露盤の桁」の違いとして却けているので、この否定は容易い。

だがここから、「もつと深い処」にある「根柢」を求めて、庄兵衛は突然「人の一生」という大きすぎる命題に向かつてしまう。この飛躍を支えるのは、「只漠然と」という、抽象的でほんやりした言葉である。庄兵衛は思いを巡らし、「どこまで往つても」「踏み止まる」ことができるかわからない「人」に対して、それが可能な喜助を対置するという結論に至る。「人」には、もちろん庄兵衛本人も含まれるだらう。ここで喜助は、「人」という大きすぎる集団の〈例外〉に位置づけられる。

だから、庄兵衛は次のように喜助が見えてしまうのだ。

庄兵衛は今さらのやうに驚異の目を睜つて喜助を見た。此時庄兵衛は空を仰いでゐる喜助の頭から毫光がさすやうに思つた。

「どこまで往つても踏み止まれない「人の一生」を送る「人」は、輪廻を繰り返してもおそろく「踏み止まれない。その迷いを断ち切るのには、悟りを開いた仏だけだ。喜助は、庄兵衛の中で「人」ならぬ存在として、〈例外〉中の〈例外〉として映つたのである。

だがもちろん、これも庄兵衛個人の解釈である。しかも、喜助の発言を削つたり、新たに足したりした上での結果である。まず、喜助本人は、

「鳥目二百文」を「鳥でする為事の勝手にしようと思ふと楽んでをります。」と話している。これは庄兵衛の言う「蓄があつても、又其蓄がもつと多かつたらと思ふ」から出てくる計画であつて、その意味で、喜助は仏という〈例外〉ではなく「人」だろう。

また、左の庄兵衛の喜助に関する解釈を見てみよう。

喜助は世間で為事を見附けるのに苦んだ。それを見附けさせられず、骨を惜まずに働いて、やうやう口を糊することの出来るだけ満足した。そこで牢に入つてからは、今まで得難かつた食が、殆ど天から授けられるやうに、働かずに得られるのに驚いて、生れてから知らぬ満足を感じたのである。

喜助は入牢して「為事をせず食へさせて戴くことを「お上」に対して済まない事をいたしてゐるやうでなりません」と話した。これを庄兵衛は「満足を感じた」と表している。「済まない事」を「難有い事」と考えれば、「満足」という表現はひとまず可能だ。だが、喜助は自分の生活を「どこへ参つてもなからう」という「苦み」であつたと述べ、「貰つた錢」を「いつも右から左へ人手に渡さなくてはなりません」と嘆息している。これを「やうやう口を糊することの出来るだけで満足した」と言い換えるのは、無理がある。庄兵衛は、喜助の現在の「満足」そんな様子から、遡及的に過去を推測し、解釈したので。

庄兵衛が喜助に発見した仏性という〈例外〉は、喜助の入牢以降の、「掟」に基づいた食事の提供や「鳥目二百文」に対する喜助自身の喜びに満ちた解釈と、喜助に対する庄兵衛の好意に満ちた誤解と、「只漠然と」思った「人の一生」という飛躍によって生まれたのである。<sup>1)</sup>

庄兵衛が喜助の中に仏性という〈例外〉を発見した過程は、場面4において喜助の弟殺害に関する庄兵衛の「疑」でも見ることが出来る。また、〈通例〉〈例外〉という概念は、場面4の、この小説の佳境とも言ふべき箇所を確認することができる。

まず、喜助に仏性を発見した庄兵衛が取つた行動から見よう。

庄兵衛は喜助の顔をまもりつつ又、「喜助さん」と呼び掛けた。今度は「さん」と云つたが、これは十分の意識を以て称呼を改めたわけではない。其声が我口から出て我耳に入るや否や、庄兵衛は此称呼の不穩当なのに気が附いたが、今さら既に出た詞を取り返すことも出来なかつた。

場面3で罪人に話しかけた庄兵衛は、再び罪人に話しかけるといふ〈例外〉行為をはたらく。しかも、喜助に「毫光」を見たがゆえとはいへ、罪人を「さん」という敬称つきで呼び、〈例外〉に〈例外〉を重ねる。庄兵衛もさすがに「不穩当」と気づいたが、「今さら」「取り返すことも出来な」い。喜助も「不審に思ふらし」かつたが、それでも庄兵衛は踏み出し、喜助に殺人のいきさつを問う。

だが、喜助の口からまず出たのは、〈例外〉ではなく、〈通例〉であつた。

「どうも飛んだ心得違で、恐ろしい事をいたしましたして、なんとも申し上げやうがございませぬ。跡で思つて見ますと、どうしてあんな事が出来たかと、自分ながら不思議でなりません。全く夢中でいたしましたのでございませぬ。(略)」

喜助個人の中では、「全く夢中」というように、平生の喜助に対して（例外）の精神状態で行った殺人ということになるが、「心得違」という言葉で、罪人の（通例）と重なる。場面1で、「高瀬舟に乗る罪人の過半は、所謂心得違のために、想はぬ科を犯した人」とあったことを思い出そう。乗船する様子が（例外）であった喜助が犯した犯罪は、実は（通例）に属するものだったのだ。

以下の喜助の説明も、「毫光」とは程遠く、「意表に出」るようなものでもない。

喜助の話はよく條理が立つてゐる。殆ど條理が立ち過ぎてゐると云つても好い位である。これは半年程の間、当時の事を幾度も思ひ浮べて見たのと、役場で問はれ、町奉行所で調べられる其度毎に、注意に注意を加へて浚つて見させられたのとのためである。

だから、庄兵衛に喜助自身への「不思議」の念は浮かばない。代わりに浮かぶのは、喜助の殺人が果たして罪か否かという「疑」である。言い換えると、この殺人が、殺人罪の（例外）に当たる事例かどうかということだ。

庄兵衛は其場の様子を目のあたり見るやうな思ひをして聞いてゐたが、これが果して弟殺しと云ふものだらうか、人殺しと云ふものだらうかと云ふ疑が、話を半分聞いた時から起つて来て、聞いてしまつても、其疑を解くことが出来なかつた。弟は剃刀を抜いてくれたら死なれるだらうから、抜いてくれと云つた。それを抜いて遣つて死なせたのだ、殺したのだとは云はれる。しかし其儘にして置いても、どうせ死ななくてはならぬ弟であつたらしい。それが早く死

にたいと云つたのは、苦しさに耐へなかつたからである。喜助は其苦を見てゐるに忍びなかつた。苦から救つて遣らうと思つて命を絶つた。それが罪であらうか。殺したのは罪に相違ない。しかしそれが苦から救ふためであつたと思ふと、そこに疑が生じて、どうしても解けぬのである。

臨場感を保つて喜助の説明を聞いた庄兵衛は、弟は明確に殺人を依頼し、兄喜助は弟の「苦」を見るに忍びず、「苦から救つて遣らうと思つて命を絶つた」と考え、「それが罪であらうか。」とお上の裁きに「疑」を差し挟む。

だが、この庄兵衛の把握も、実は喜助の話とは異なる部分がある。喜助の話を確認してみよう。

わたくしはそれだけの事を見て、どうしようと云ふ思案も附かずに、弟の顔を見ました。弟はちつとわたくしを見詰めてゐます。わたくしはやつとの事で、『待つてゐてくれ、お医者を呼んで来るから』と申しました。弟は怨めしさうな目附をいたしました。又左の手で喉をしつかり押へて、『医者がなんになる、あゝ、苦しい、早く抜いてくれ、頼む』と云ふのでございます。わたくしは途方に暮れたやうな心持になつて、只弟の顔ばかり見てをります。こんな時は、不思議なもので、目が物を言ひます。弟の目は『早くしろ、早くしろ』と云つて、さも怨めしさうにわたくしを見てゐます。わたくしの頭の中では、なんだかかう車の輪のやうな物がぐるぐる廻つてゐるやうでございましたが、弟の目は恐ろしい催促を罷めません。それに其目の怨めしさうなのが段々險しくなつて来て、とう／＼敵の顔をでも睨むやうな、憎々しい目になつてしまひます。それを見

てゐて、わたくしはとう／＼、これは弟の言つた通にして遣らなくてはならないと思ひました。わたくしは『しかたがない、抜いて遣るぞ』と申しました。すると弟の目の色からりと變つて、晴やかに、さも嬉しさうになりました。わたくしは何でも一と思にしなくてはと思つて膝を撞くやうにして体を前へ乗り出しました。

恣意的とも取れる、喜助の「弟の目」の解釈を省くと、事件の流れは単純だ。弟の依頼内容は明確だが、喜助は庄兵衛の考えるような、弟を苦しみから救おうとして剃刀を抜いたと述べてはいない。「思案も附かず」「途方に暮れ」、頭が「ぐる／＼」した結果、「弟の言つた通にして遣らなくては」と弟の意思に従うことにして、抜いたと話している。喜助が最初に言つた「全く夢中」という言葉と、矛盾がない説明である。喜助は條理の立つ説明で、「心得違」による犯行、つまり〈通例〉に属する犯行だと述べている。だから、庄兵衛はここでも、喜助の行動に対して好意的な解釈を行つたと言える。

しかし、その解釈に則つて、庄兵衛が喜助を無罪だと結論づけたのかといへば、そうではない。次の部分を見てみよう。

庄兵衛の心の中には、いろ／＼に考へて見た末に、自分より上のものの判断に任す外ないと云ふ念、オオトリテエに従ふ外ないと云ふ念が生じた。庄兵衛は、お奉行様の判断を、其儘自分の判断にしようと思つたのである。さうは思つても、庄兵衛はまだどこやらに腑に落ちぬものが残つてゐるので、なんだかお奉行様に聞いて見たくてならなかつた。

「自分より上のもの」と「オオトリテエ」、そして「お奉行様」は、同

じ内容を指すものではないだろう。「自分より上のもの」は上役全体「オオトリテエ」は「自分より上のもの」より抽象度の高い権威そのものだ。「お奉行様」は、庄兵衛にとつておそらく一番身近な罪人を裁く役職の者であり、前の二語がわかりやすく具体化された存在である。奉行の判断を「其儘」自分の判断にするのは、「オオトリテエ」のある「自分より上のもの」によつて決められ、「お奉行様」を通じて世間に適用される〈通例〉に従うということである。

とはいえ、庄兵衛には、喜助の殺人が殺人罪の〈例外〉に当たる可能性を捨てきれず、「腑に落ちぬもの」が残っている。奉行に質問しても、〈例外〉への「疑」は晴れないかもしれない。

喜助は、「心得違」という〈通例〉の罪を犯したものの、遠島を「難有い」と思う〈例外〉的な罪人、つまり、〈通例〉と〈例外〉の要素を両方を備える存在であつた。一方、おそらく〈通例〉どおりの同心であつたらう庄兵衛は、喜助を通じて〈例外〉の態度を知り、〈通例〉と〈例外〉の間で思い悩む存在になつたと言える。

それでも、庄兵衛が〈例外〉の側に傾く可能性は低いと思われる。二人は「沈黙の人」になり、高瀬舟は「黒い水の面をすべつて」行くからだ。これ以上庄兵衛が思い悩む要素が増えることはなく、舟はそのうち大阪へ辿り着くだろう。

そもそも高瀬舟とは、冒頭にあるように「京都の高瀬舟を上下する小舟」であるのが〈通例〉だ。まるで「朧夜」のように、罪人と同心の立場の違いが緩み、有罪と無罪の境界線が霞むような〈例外〉は「大目に見」られたとしても、舟が止まつたり、流れを逆行したり、ましてや途中で岸に乗り上げることは許されていない。

「高瀬舟」は、高瀬舟という〈通例〉の中で、喜助と庄兵衛が〈通例〉と〈例外〉の間を揺れ動く物語であつたと言えよう。

注

(1) 菅聡子は、前掲論文において「喜助の語りに出会ったときの庄兵衛の反応」を「自省をも含めた〈思考〉」へと庄兵衛を導く「読書行為」と位置づけている。また小田島本有は「疑問の行方―森鷗外『高瀬舟』論―」（『釧路工業高等専門学校紀要』平16）において、庄兵衛を喜助の「良き聴き手」と述べ、庄兵衛の考察を「喜助の話を契機として純粋に庄兵衛の内面で展開されたドラマ」だと指摘している。

（本論の「高瀬舟」本文の引用は、『鷗外全集』第十六卷（岩波書店、昭48・2）に拠った。）

（たかのなほ 日本学研究所研究員）